

## 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(2) 年 間 患 者 数			
入 院	152,891人	△7,283人	145,608人
外 来	115,751人	△1,213人	114,538人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
入 院	419人	△20人	399人
外 来	476人	△5人	471人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益	5,492,889千円	△148,251千円	5,344,638千円
第1項 医 業 収 益	2,581,587千円	△147,198千円	2,434,389千円
第2項 医 業 外 収 益	2,911,302千円	△1,053千円	2,910,249千円
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用	5,895,024千円	28,058千円	5,923,082千円
第1項 医 業 費 用	5,773,926千円	27,314千円	5,801,240千円
第2項 医 業 外 費 用	121,098千円	744千円	121,842千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「408,951千円」を「410,885千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,529千円及び過年度分損益勘定留保資金407,422千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,472千円及び過年度分損益勘定留保資金409,413千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	1,275,356千円	△436,706千円	838,650千円
第1項 企 業 債	438,100千円	△40,700千円	397,400千円
第2項 県 費 負 担 金	423,544千円	4,384千円	427,928千円
第3項 短 期 貸 付 金 返 還 金	400,000千円	△400,000千円	－千円
第4項 国 庫 補 助 金	9,680千円	△390千円	9,290千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,684,307千円	△434,772千円	1,249,535千円
第1項 建 設 改 良 費	454,160千円	△31,772千円	422,388千円
第4項 長 期 貸 付 金	3,000千円	△3,000千円	－千円
第5項 短 期 貸 付 金	400,000千円	△400,000千円	－千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	(変更前)	(変更後)
病院施設及び設備整備事業	438,100千円	397,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	2,917,373千円	61,604千円	2,978,977千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「130,370千円」を「119,470千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第11条中「150,700千円」を「170,406千円」に改める。